



このページで提供している情報

- [重要スキルおよび重要産業](#)
 - [重要産業に従事する、または重要スキルを有する方が渡航規制の適用除外措置を受けるための条件](#)
 - [適用除外措置を申請する前にビザを保有していなければならないのですか？](#)
 - [ABTC（APEC Business Travel Card \[アジア太平洋経済協力 ビジネス・トラベル・カード\]）で渡航する方](#)
 - [適用除外措置のオンライン申請](#)
 - [その他に質問がある場合は](#)

重要スキルおよび重要産業

オーストラリアは、オーストラリアのコミュニティにおける健康を守るために、厳しい国境保護策を取っています。現在、オーストラリアを発着する航空便はごくわずかに限られています。渡航規制の適用除外措置を受けたとしても、現在の状況下では渡航できない可能性があります。渡航規制は変更される可能性があります。こまめに最新の情報を確認するようにしてください。詳細は、[National Cabinet \[国家内閣\] の報道向け声明](#)で確認してください。

オーストラリア国籍者を含む、オーストラリアに到着するすべての渡航者は、到着港・到着空港の所在地にあるホテルなどの指定施設での 14 日間の強制的な自己隔離措置の対象となります。詳細は、[Coronavirus \(COVID-19\) advice for travellers \[新型コロナウイルス \(COVID-19\) に関する渡航者向けアドバイス\]](#)を確認してください。なお、自己隔離にかかる費用については、自己負担することを要求される可能性があります。自己隔離義務についての詳細は、当該の[各州・準州の保健管轄省](#)にお問い合わせください。

重要産業に従事する、または重要スキルを有する方が渡航規制の適用除外措置を受けるための条件

オーストラリア国境警備局長は、つぎのような非オーストラリア国籍者を対象に、渡航規制の適用除外措置を個別に認めることがあります：

- オーストラリア連邦政府当局または州・準州政府当局の招聘により、新型コロナウイルス（COVID-19）対応への支援目的で渡航する方
- 航空機による救急搬送や医療上の救助搬送、重要な医療物資の供給を含む、重要または専門医療サービスを提供している方
- 必要不可欠な物品およびサービス（医療テクノロジーや重要インフラ、通信、資源採掘業におけるエンジニアリング、サプライチェーン／物流、高齢者介護、農業、一次産業、食品製造、海運業など）の供給の維持に必要な重要スキルを有している方
- オーストラリアの経済復興に欠かせない産業（金融テクノロジー、大規模製造業、映画・メディア・テレビ制作、新興テクノロジーなど）で、当該サービスを提供するオーストラリア人労働者が確保できないようなサービスを提供している方
- 宗教または神学の分野で欠かせないスキルを提供する方
- 雇用主がスポンサーとなり、[Priority Migration Skilled Occupation List \(PMSOL](#) [\[優先移民技術職業リスト\]](#))に記載されている職業でオーストラリアで就労する方
- その入国がオーストラリアの国益に資する、オーストラリア連邦政府当局または州・準州政府当局に支援されている方。

このカテゴリーでの渡航規制の適用除外措置の申請は個人が提出することもできますし、個人を代理して事業者が提出することもできます。同じグループ／事業内での複数の渡航者分の申請は、該当する複数の申請がまとめて審査されるようにリンク付けすることが可能です。

下記のフォームを使って適用除外措置を申請し、申請の根拠となる適切な証明書類等を提供してください。証明書類等が十分に提供されなかった場合、当該申請はそれ以上の審査・検討を行われることなく最終的な判断を下される可能性があります。書類はすべて、正式に英訳されたものでなければなりません。

適用除外措置の申請は一般的に、早くても予定している渡航の3ヵ月前、遅くとも渡航予定の2週間前に行うようにしてください。緊急のビジネス渡航については、渡航予定から2週間以内のタイミングでも審査対象となります。

申請には、つぎのものが含まれていなければなりません：

- **渡航者の詳細情報**：氏名、生年月日、ビザの種類とビザ番号、パスポート番号、予定されている住居の住所、オーストラリア国内の電話番号

- **渡航目的：**なぜあなたの申請が国境警備局長の裁量に基づく適用除外措置の審査を受けるべきなのかという理由
- **根拠を示す供述書：**申請者がどのようにして適用除外措置を認められるべき理由となる重要スキル／重要産業の条件を満たしているのかを述べたもの
- **付随する証拠文書等：**申請には、重要な物品／サービスの供給に関わる事業、またはオーストラリア連邦ないし州・準州政府当局からの、なぜあなたの渡航が現在のこの状況下において重要なのかについて述べられた書簡など、根拠となる文書を添えてください

こうしたかたちでの渡航を希望する者は、渡航前に有効なビザを取得・保有し、また、国境警備局長からの適用除外措置も渡航前に受けていなければなりません。

適用除外措置を申請する前にビザを保有していなければならないのですか？

このカテゴリーで適用除外措置を申請する者は、オーストラリアの渡航規制の適用除外措置の申請時にビザを取得・保有している必要はありません。適用除外を認められた場合は、渡航のために有効なビザが必要です。また、ビザ発給のための要件をすべて満たさなければ、ビザは発給されません。ビザの種類や取得要件に関する情報については、[当省のウェブサイト](#)で確認してください。

ABTC（APEC Business Travel Card [アジア太平洋経済協力 ビジネス・トラベル・カード]）で渡航する方

ABTCを保有している方や申請中の方は、オーストラリアの渡航規制の適用から自動的に除外されるわけではありなせん。重要産業に関連する事業でオーストラリアに入国する場合は、適用除外措置を申請して、その際に自らの主張の根拠となる証拠書類等も合わせて提出することができます。

ABTCは、保有者にオーストラリアでの就労を認めるものではありません。オーストラリアで就労するつもりの方は、就労権が付随する有効なビザを保有していなければなりません。

ABTCを利用してオーストラリアに渡航する際の詳細情報は、[Asia-Pacific Economic Cooperation \(APEC\) Business Travel Card \(ABTC\) for Foreign Applicants \[外国籍の申請者向けのAPEC（アジア太平洋経済協力）ビジネス・トラベル・カード情報\]](#)を確認してください。

適用除外措置のオンライン申請

適用除外措置の申請は、1人1回としてください。同一人物による重複申請は、審査に遅れを生じさせます。適用除外を認められなかった場合はオーストラリアへのフライトに搭乗することが許可されませんので、予定している渡航の準備・手配はそれ以上進めないでください。適用除外を認められた場合は、当局によるその判断を証明する書類を空港までお持ちください。

[オンラインで申請する](#)

その他に質問がある場合は

重要スキル・重要産業についてや、渡航規制の適用除外措置の手続き、あるいは既に提出済みの重要スキルを根拠とする適用除外措置申請について、ここに記載されている情報の他に質問がある方は、オンラインの[お問い合わせフォーム](#)にご記入ください。